

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- サーキュラー・エコノミーを意識したバリューチェーン及びサプライチェーンの継続的改善を図るべく、マルチステークホルダープロセスで取り組む。
- スマートファクトリー化（「省人化」、「省エネ（カーボンニュートラル含め）」、「安全・衛生・防災」に加え、特に「サーキュラリティ（部品や材料など残存価値の循環性）」について、継続的な改善にデジタル技術を活用して取り組むプラントと定義）に積極的に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○「行動基準」の策定と運用

法令の制定・改廃、経済・社会の動向によってコンプライアンスにおける要求事項は日々変化しており、遵守状況を検証できるスキルの維持を含め、柔軟に対応することが重要であるため、社員一人ひとりが「企業の社会的責任」を自覚し、高い倫理観と責任感を持った企業人としての行動によって実践できるよう、安全で、安心して働く健康的な職場づくりを実現するとともに、「ビジネス社会のルール」を遵守し、社会から真に信頼される企業を目指すべく、基本動作をまとめた「コンプライアンス5原則」のもとルール化した「行動基準」を運用し、その徹底を図ります。

【コンプライアンス5原則】

- (1) どんな状況であっても、ルールを遵守し、社会からの信頼に応えなければならない。
- (2) ルールを知らないことは、言い訳にならない。分からぬことは、自分で調べ、重要なことは専門家にも問い合わせなければならない。
- (3) 不正やミスは、直ちに関係部門に報告し、繕ったり、隠したりしてはならない。
- (4) 不正やミスは、速やかに是正するとともに、有効な再発防止策をとらなければならない。
- (5) 報告や通報を妨げたり、報告・通報を理由に不利益な取扱いをしてはならない。

2024年3月30日

株式会社ツルオカ

企 業 名

代表取締役・鶴岡 正顯

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。